

本学における新型コロナウイルス感染症対応の指針

2020年4月1日

2020年4月27日改訂

浜松学院大学

学長 石田 勝義

1 授業開講再開の基準

各地域の感染状況(特定警戒都道府県など緊急事態宣言の状況)、他大学の状況、本学固有の状況を総合的に判断し、授業開講再開を判断していく。

なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針も更新していく。

2 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について（遠隔授業の場合）

※遠隔授業やリモートワークで、出校(出勤)事実がない場合(出校(出勤)事実がある場合は、3での対応とする。)

対象者	対応・措置	出校・出勤の措置
(1) 学生及び教職員が感染した場合	遠隔授業を継続する。 感染者の学生及び教職員は感染が判明した日から原則2週間出校(出勤)を停止する。	当該学生は、完治するまで出校停止とする。医師等の完治した証明書をもって出校可能とする。 当該教職員は、完治するまで出勤停止とする。医師等の完治した証明書をもって出勤可能とする。
(2) 学内業者の従業員(食堂・購買等)が感染した場合	遠隔授業期間を継続する。	当該感染者は感染が判明した日から原則2週間大学への立ち入りを禁止し、その後の営業活動については、大学と当該企業とで協議する。
(3) 学生及び教職員の同居家族が感染した場合	遠隔授業を継続する。 感染者と濃厚接触のある学生及び教職員は、同居家族の感染が判明した日から原則2週間出校(出勤)を停止する。	当該学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とし、感染症に罹患していない又は登校可能なことを医師等の証明書をもって出校可能とする。 当該教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。
(4) 取引先の企業や学校関係者で、本学を訪問された方が、感染していた場合	遠隔授業を継続する。 当該感染者と濃厚接触のある学生及び教職員については、原則2週間の出校(出勤)停止する。	当該教職員については、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。

3 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について（対面授業の場合）

対象者	対応・措置	出校・出勤の措置
(1) 学生及び教職員が感染した場合	感染が判明した日から、原則2週間全校一斉休校とする。 ※一斉休校については、感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況を総合的に検討した上で学長が決定する。	当該学生は、完治するまで出校停止とする。医師等の完治した証明書をもって出校可能とする。 その他の学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とする。 当該教職員は、完治するまで出勤停止とする。医師等の完治した証明書をもって出勤可能とする。 その他の教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とする。
(2) 学内業者の従業員（食堂・購買等）が感染した場合	感染が判明した日から、原則2週間全校一斉休校とする場合がある。 ※一斉休校については、感染経緯・経路、感染者数、濃厚接触者数等の状況を総合的に検討した上で学長が決定する。	当該感染者は感染が判明した日から原則2週間大学への立ち入りを禁止し、その後の営業活動については、大学と当該企業とで協議する。
(3) 学生及び教職員の同居家族が感染した場合	感染者と濃厚接触のある学生及び教職員は、同居家族の感染が判明した日から原則2週間出校（出勤）を停止する。	当該学生は、左記の期間は出校停止、原則自宅学習とし、感染症に罹患していない又は登校可能なことを医師等の証明書をもって出校可能とする。 当該教職員は、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。
(4) 取引先の企業や学校関係者で、本学を訪問された方が、感染していた場合	当該感染者と濃厚接触のある学生及び教職員については、原則2週間の出校（出勤）停止する。	当該教職員については、左記の期間は出勤停止、原則自宅研修とし、感染症に罹患していない又は出勤可能なことを医師等の証明書をもって出勤可能とする。

4 教職員の勤務等について

教職員は、以下の状況になった場合、対応・措置の欄に記載のとおり行動をお願いします。

また、その際の勤務は休みの取扱いの欄のとおりです。

なお、「特別休暇承認申請書」及び「職務専念義務免除申請書」は、医療機関及び保健所等から出勤の許可があり、職場に出勤後すみやかに提出してください。但し、(7)については、緊急の場合を除き、事前に提出してください。

状況	対応・措置	休みの取り扱い
(1) 発熱(37.5℃以上)した場合	出勤せず、自宅待機とし、まず「かかりつけ医」に相談する。	学校法人就業規則第34条により特別休暇（以下「特別休暇」という。）とする。
(2) 発熱(37.5℃以上)が4日以上続いている場合や倦怠感や呼吸困難、味覚臭覚障害等がある場合	「帰国者・接触者センター」に連絡をし、指示に従う。指示があるまで自宅待機とする。	
(3) 基礎疾患（糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患）がある方、人口透析、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさがある場合	まず「かかりつけ医」に相談する。	
(4) センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合	専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診し、結果が出るまで自宅待機とする。検査の結果、陽性の場合は医療機関及び保健所の指示に従う。また、陰性の場合、判定後1週間は自宅待機とし、職場への出勤については、医療機関及び保健所の指示に従い、必ず受診結果については所属長に電話やメールで報告する。	同就業規則第41条による職務に専念する義務免除（「以下「義務免」という。）とする。
(5) 感染症への感染が判明した場合	保健所の調査に協力し、自宅待機して保健所の指示に従う。 直ちに電話やメールで所属長に報告する。	「特別休暇」とする。
(6) 濃厚接触者とされた場合	保健所の調査に協力し、自宅待機して保健所の指示に従う。 直ちに電話やメールで所属長に報告する。	「義務免」とする。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休校その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	本学に相談する。	「特別休暇」とする。
(8) 同居する家族が濃厚接触者となった場合	2週間は自宅待機をする。 家族が感染していなかったことが確認できた場合又は平熱が続き、症状が無い場合は出勤する。	「義務免」とする。

5 日常の感染症対策

(1) 感染予防について

ア 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。

イ マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。

ウ 意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。

※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

エ 不要不急の外出や会合を自粛する。

オ 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の「3つの条件」を回避する。

カ 憶測やデマなどに惑わされないよう、政府、自治体などが発表する信頼できる情報を収集し、冷静に対処する。

(2) 健康管理について

4に記載のほか、以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生は学務グループに、教員は所属学科長及び事務部長、事務職員は事務部長に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

ア 毎朝の検温を実施し、自身の体調の把握に努めること。

イ 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。また、毎日体温を測定し記録すること。

ウ 次の症状のいずれかが現れた場合は、「健康管理センター」に相談し、指示を仰ぐこと。

i) 風邪のような症状が続いている。

ii) だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

iii) 味覚・臭覚の障害が疑われること。

エ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「健康管理センター」に相談し、指示を仰ぐこと。

i) 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。

ii) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護・同居した。

※抵抗力を高めるためには、十分な睡眠と適度な運動、バランスの取れた食事が有効です。

(3) 授業等について（やむを得ず対面で授業を行う場合）

ア 座席は1席分以上開けて着席すること。

- イ 教室・体育館内の換気をおこなうこと。(授業中のマスクの着用を推奨します。)
 - ウ 共用の器具等を使用する際には、その前後で手洗いや手の消毒を実施すること。また、必要に応じて器具等の消毒を実施すること。
 - エ 研究室内での、三密を避け、換気をする。
- (4) 学食利用について
- ア 食事前に、手指の手洗い・消毒を必ず行うこと。
 - イ 食事の際には、他者との間隔をあけ、対面での食事を避けること。
 - i) 食堂の丸テーブルを利用する場合は、3人以上で利用しないでください。
 - ii) 第1食堂・第2食堂以外の学生ラウンジ及び、空き教室等の利用を許可しますが、1席分以上の間隔をあけること。
 - iii) 衛生管理の観点から、食事のゴミ・使用後のマスクは必ず各自処分すること。

6 その他

本指針で定めた以外に問題が生じた場合などは、適宜、総務・企画グループへご相談下さい。

<相談先>

- 浜松学院大学健康管理センター 053-450-7000、内線 105

n-hoken@hgu.ac.jp

- (平日・夜間・祝日・休日) 浜松市保健所 053-453-6118

(※夜間休日等に「浜松市保健所、帰国者・接触者相談センター」に相談した場合は、必ず健康管理センターまで連絡をお願いします。)